中華人民共和国 科学技術部 御中

日本機械輸出組合 專務理事 倉持 治彦

「2010年国家自主創新製品認定業務の実行に関する通知(意見募集稿)」についての意見

日本機械輸出組合は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約270社です。

当組合のメンバーは貴国における最新技術開発に係る産業政策と政府調達政策に大きな関心を 持っていることから、この度パブリックコメントを募集されている「2010年国家自主創新製品認 定業務の実行に関する通知(意見募集稿)」について、下記のとおり、意見を提出いたします。 よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

I. はじめに

2009 年国家自主創新製品認定業務の実行に関する通知(以降『2009 年通知』)においては、特に知的財産権及び商標について非常に制限的な認定条件となっていたため、外商投資企業が中国内で生産した製品が国家自主創新製品認定を受けることは非常に困難であったが、今般の2010年国家自主創新製品認定業務の実行に関する通知案(以降『2010年通知案』)では、外国からの技術譲渡に基づく製品の認定を認めるなど外商投資企業に対する制限的な条件が緩和されており、認定条件に一定の改善が加えられたことについて中国当局の労を多とする。

しかし問題は、1月にパブコメに付された政府調達法実施条例案の第9条では、政府調達において国家自主創新製品を優先するとなっていることである。 そもそも国家自主創新製品は、語の定義からして輸入品を認定の対象から外している。従って、たとえ『2010 年通知案』によって国家自主創新製品認定条件が改善されたとしても、それは中国内の外商投資企業が中国国内で生産した製品のみに及ぶものであって、輸入品に対して差別的であることに変わりはない。国家自主創新を追求する中国政府の意図については十分理解できるが、国家自主創新は、輸入品を差別することになる政府調達政策ではなく、例えばWTO整合的な補助金や優遇税制政策によって推進されるべきと考える。

以上の問題意識に加え、『2010年通知案』の二. 認定条件及び三. 申請・認定について、透明性・

合理性確保のため一層の改善が必要と思われることから、以下の通りコメントする。

Ⅱ. 二. 認定条件に対する意見

該当条件	問題ご指摘
柱書	<条文>
	中国における中国法人資格を持つ製品生産企業は、自ら国家自主創新製品の認
	定を申請できる。認定の条件は以下のものである。
	<意見>
	上の条文は「中国における中国法人資格を持つ製品生産 <u>或いは販売</u> 企業は、…。」と
	されたい。
条件2	<条文>
	申請企業は技術創新又は技術譲渡を通して、法律に基づき中国における当該製
	品の知的財産権又は知的財産権使用許可を有する、かつ争いや紛争がないこと。
	<意見>
	最終的に侵害判断された製品の調達を防止することには一定の合理性があると
	しても、この規定を字義通り解釈すると、内容の如何を問わず、侵害クレーム等
	を受けたことをもって、本認定がされないことになり、不合理であると考える。
条件3	<条文>
	申請企業は法律に基づき中国における製品の商標権または使用許可を有するこ
	と。
	<意見>
	本項は、中国における商標権やその使用権の対象である名称を対象製品に付す
	必要があるように読める。
	中国商標実務においては、第三者が海外の著名商標を冒認出願する案件が頻発
	している。かかる冒認出願について商標局における審査の段階で当該著名商標を
	保護する趣旨の法制度が整備されていない現状において、「登録商標専用権又は使
	用権の保有」を要件とする規制を講じることがないようにしていただきたい。
	また、製品においては、中国内において一般名称や型番等の登録可能性のない
	名称を付して取引されることもあり、こうした製品は認定から外れることになる
	可能性があることから不合理であると考える。
AT III.	従って、本項の削除を希望する。
条件 4	《条文》
	製品の技術が進んでいること。省エネルギー、エネルギー利用効率の向上、汚
	染減少等の面において効率的であり、又は仕組み、材質、工程等の面において既
	存製品と比べて実質的な改善があり、製品の性能を著しく高めること。
	<意見>
	『2010 年通知案』の認定条件の 4.に「省エネルギー、エネルギー利用効率の向
	上、汚染減少等の面において効率的である」とする『2009 年通知』には入ってい

なかった環境保護関連の条件が加えられている。一方、政府調達法第9条では、 省エネ・環境保全型製品が政府調達の優遇対象となっており、既に省エネ製品リ ストに輸入品も国産品と同様に登録されていると理解している。

また、政府調達法実施条例案の9条では、政府調達の優遇対象として国家自主 創新製品が加えられている。

こうした中、もし国家自主創新製品として認定された製品が、既に政府調達法 第9条の対象となる省エネリストに登録されている製品とオーバーラップする場 合、この省エネリストに登録されている輸入品が政府調達から排除されることの ないよう手当いただきたい。

Ⅲ. 三. 申請・認定に対する意見

パブコメの募集期限が「2010 年 5 月 10 日」とする一方で、『2010 年通知』に基づく国家自主創新製品の申請期間が「2010 年 5 月 10 日から」となっているが、これではパブコメ意見を受けて『2010 年通知』を十分に再検討することは不可能である。パブコメ募集期限と法規の施行までの間には検討のための妥当な期間が設けられるべきである。

以上